地域一括発注に関するＱ＆Ａ

目次

[１　地域一括発注のメリットについて 3](#_Toc478998730)

[Ｑ1-1 地域一括発注の主なメリットは何ですか？ 3](#_Toc478998731)

[Ｑ1-2 地域一括発注することで委託料が安価になりますか？ 3](#_Toc478998732)

[Ｑ1-3 技術的支援の中身はどんなものですか？ 3](#_Toc478998733)

[２　点検および積算の基準について 4](#_Toc478998734)

[Ｑ2-1 地域一括発注では鹿児島県の点検要領を使用しないのですか？ 4](#_Toc478998735)

[Ｑ2-2 地域一括発注では「道路橋定期点検業務積算資料（平成26年６月　国土交通省道路局）」をそのまま使用するのですか？ 4](#_Toc478998736)

[Ｑ2-3 橋梁以外の道路施設も依頼することができますか？ 4](#_Toc478998737)

[３　市町村と技術センターの契約手続きについて 4](#_Toc478998738)

[Ｑ3-1 地域一括発注は協定方式となっていますが，このメリットは？ 4](#_Toc478998739)

[Ｑ3-2 同様の契約形態をとっている業務がありますか？ 4](#_Toc478998740)

[Ｑ3-3 契約書のない業務委託は法的に問題ないですか？ 4](#_Toc478998741)

[Ｑ3-4 協定書等に収入印紙を貼る必要がありますか？ 5](#_Toc478998742)

[Ｑ3-5 市町村がセンターに前払金を支払う必要がありますか？ 5](#_Toc478998743)

[４　発注形態について 5](#_Toc478998744)

[Ｑ4-1 地域一括発注は，１件当たり，何市町村程度で実施するのですか？ 5](#_Toc478998745)

[Ｑ4-2 1つの地域振興局で，1つの市町村しか点検・診断の依頼がないときはどうなりますか？ 5](#_Toc478998746)

[Ｑ4-3 点検・診断を依頼する年度は数年先ですが，今，協定書を締結することができますか？ 5](#_Toc478998747)

[５　業務の内容について 6](#_Toc478998748)

[Ｑ5-1 市町村とコンサルタントとの関係はどうなりますか？ 6](#_Toc478998749)

[Ｑ5-2 跨道橋，跨線橋等の場合に，橋梁下の管理者との協議は誰がするのですか？ 6](#_Toc478998750)

[Ｑ5-3 近接目視の方法として，橋梁点検作業車が必要かどうかの判断はどうなっていますか？ 6](#_Toc478998751)

[Ｑ5-4　　変更の時の書類は何が必要ですか？ 6](#_Toc478998754)

[６　成果品について 6](#_Toc478998755)

[Ｑ6-1 点検・診断の成果品の内容はどうなっていますか？ 6](#_Toc478998756)

[Ｑ6-2 点検・診断の成果品の検査はどうするのですか？ 7](#_Toc478998757)

[Ｑ6-3 点検・診断の成果品の保管はどうなりますか？ 7](#_Toc478998758)

[７　補助金等について 7](#_Toc478998759)

[Ｑ7-1 点検・診断の地域一括発注の委託料は，社会資本整備交付金事業で対応可能ですか？事務経費も含めてよいですか。 7](#_Toc478998760)

[８　事務経費について 8](#_Toc478998761)

[Ｑ8-1 技術センターは事務経費を何に使うのですか？ 8](#_Toc478998762)

[Ｑ8-2 変更契約があった場合の事務経費はどうなりますか？ 8](#_Toc478998763)

[Ｑ8-3 事務経費の率の根拠はどこにありますか？ 8](#_Toc478998764)

# １　地域一括発注のメリットについて

Ｑ1-1 地域一括発注の主なメリットは何ですか？

Ａ 1　維持管理に必要な職員が不足している市町村の事務負担を軽減します。

2　点検業者が行った点検・診断の結果を当センターが再チェックして精度を高めます。

3　点検・診断の結果を電子化して当センターのデータベース「橋梁点検支援システム」に保管し，資料の散逸を防止します。（橋梁点検支援システムに加入している場合）

4　発注ロットを大きくすることにより，県内の点検者数が少なくなり，診断のバラツキが減ります。また橋梁点検作業車の運用効率が向上します。

5　市町村が不定期に発注する代わりに，当センターが集約して早期発注します。この結果，コンサルタントの工程に余裕が生まれ，点検・診断の質が向上します。

6　点検・診断の結果を踏まえて，市町村が橋梁補修工事を発注する際には，当センターが工法検討，見積徴取，積算等に関するサポートを行います（一部有料）。

Ｑ1-2 地域一括発注することで委託料が安価になりますか？

事務経費が加算され、市単独で発注するよりも高くなるということになりませんか？

Ａ 市単独で発注する場合に比べ，委託料は一括発注する市町村数や発注規模により前後します。工種によってはコストダウンが見込まれるものもありますが（打合協議及び離島の場合の橋梁点検車航送費等），事務経費が加算されるため高くなることもあります。

地域一括発注の主たるメリットは経済性でなく，Q1-1に示す内容です。

Ｑ1-3 技術的支援の中身はどんなものですか？

Ａ 主に，技術的アドバイスです。

橋梁の点検・診断は，未だ工学的にわからない部分もあって，経験工学の要素が大きい分野です。自治体がコンサルタントに点検・診断を委託した場合，成果品の内容を理解し，その良否を判断することは，現場経験の少ない担当者にとって簡単なことではありません。

当センターは，点検業者が行った点検・診断の結果をチェックして精度を高め，コンサルタントの技術者の個人差によるバラツキを抑制します。

つまり，当センターは，市町村とコンサルタントの双方に利害関係がない第三者の立場で，点検・診断の「評価」と「品質管理」を行います。

また，当センターは，平成26年度末に，学識経験者で構成する技術顧問を創設しました。

高度の専門知識を要する案件については，技術顧問と相談の上で技術的助言をする予定です。

# ２　点検および積算の基準について

Ｑ2-1 地域一括発注では鹿児島県の点検要領を使用しないのですか？

先般開催された「平成26年度橋梁点検現場研修会」で、点検はこれまでの「橋梁定期点検マニュアル（案）鹿児島県土木部道路維持課」の詳細点検に基づき実施するとの説明がありましたが。

Ａ 点検要領は，市町村が選択することができます。（協定書細則の第５条）

Ｑ2-2 地域一括発注では「道路橋定期点検業務積算資料（平成26年６月　国土交通省道路局）」をそのまま使用するのですか？

先般開催された「平成26年度橋梁点検現場研修会」で、「道路橋定期点検業務積算資料（平成26年６月　道路局）」は、直轄での実績しかないことや国の積算基準体系を基本としているため、暫定版として取り扱うものとし、鹿児島県では見積りにより対応するとの説明がありましたが。

Ａ 【県道路維持課の回答】

使用マニュアルについては各市町村の判断となりますので，各マニュアルに応じた積算を行うこととします。

Ｑ2-3 橋梁以外の道路施設も依頼することができますか？

Ａ 協定書は，道路法施行規則第４条の５の２に規定するトンネル等（トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの）を対象としています。要望があれば，検討したいと思います。

# ３　市町村と技術センターの契約手続きについて

Ｑ3-1 地域一括発注は協定方式となっていますが，このメリットは？

Ａ 第1の目的は，市町村の事務（設計，積算，入札，契約）の負担軽減，第2の目的は，事務処理のスピードアップです。

Ｑ3-2 同様の契約形態をとっている業務がありますか？

Ａ 次のような類似例がありますが，地域一括発注は新規の制度なので，完全に一致する前例はありません。

国，県，市町村等が共同で事業を実施するケース

道路改良工事に際して，踏切部分の工事をJR九州に委託するケース

道路改良工事に際して，河川管理者等に委託するケース

Ｑ3-3 契約書のない業務委託は法的に問題ないですか？

Ａ 地方公共団体が私法上の契約を締結する場合は，民法の規定が適用されます。

地域一括発注の契約は，民法の典型契約のうち，第656条の「法律行為でない事務の委託契約」（準委任契約）に分類されます。

### 民法の規定

「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる」（民法第643条）。

「この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する」(民法第656条)。

「隔地者間の契約は、承諾の通知を発した時に成立する」（民法第526条）。

### 具体

協定書は，「約款」又は「申込の誘引」と言われるものであり，これ自体では契約は成立しません(内田貴著　民法ⅡP31)。

市町村が提出する様式1の「点検等業務依頼書」が委託であり，当センターが返信する様式2の「点検等業務受諾書」が承諾です。

そして，当センターが受諾書を発した日に契約が成立します。

受諾書が契約書の内容となりますので，完了実績報告や会計検査の3号調書は，この日を当初契約日としてください。

また，契約額については，当センターがコンサルタントへ発注後，様式３の「調査委託事項通知書（第1号）」により請負額を通知しますので，これが当初契約額となります。

契約内容に変更が生じた場合は，様式３の「調査委託事項通知書（第○号）」とこれの委託料調書が，変更契約書の内容になります。

Ｑ3-4 協定書等に収入印紙を貼る必要がありますか？

Ａ 鹿児島税務署に確認したところ，「地域一括発注は発注代行業務であり，事務委任契約に該当すると判断されるので，協定書、依頼書、受託書とも不課税になる」という回答を頂きました。つまり，収入印紙を貼る必要はありません。

Ｑ3-5 市町村がセンターに前払金を支払う必要がありますか？

Ａ 前払金については，協定書細則の第９条に定めるとおりです。

# ４　発注形態について

Ｑ4-1 地域一括発注は，１件当たり，何市町村程度で実施するのですか？

Ａ 市町村数に限度はありませんが，業務の品質及び適正な履行期間を確保する観点から，同一地域振興局（又は支庁）管内の市町村を一括して，1件50橋程度で発注したいと考えています。

また，1つの市町村の橋梁数が多い場合，何件かに分割することもあります。

Ｑ4-2 1つの地域振興局で，1つの市町村しか点検・診断の依頼がないときはどうなりますか？

Ａ 地域一括発注の主たる目的は市町村支援ですので，1つの市町村でも実施いたします。

Ｑ4-3 点検・診断を依頼する年度は数年先ですが，今，協定書を締結することができますか？

Ａ 協定書には有効期限がありませんので，いつでも締結することができます。実際の点検・診断の依頼は，実施年度に様式１の「点検等業務依頼書」を提出して頂くことによりスタートします。

# ５　業務の内容について

Ｑ5-1 市町村とコンサルタントとの関係はどうなりますか？

コンサルタントとの打合せに市町村が同席することはないのですか。また、コンサルタントからの協議や報告は、その都度，センターより市町村へ行われるのですか？市町村に意見等を求めることがありますか？

Ａ コンサルタントからの協議や報告は，随時，市町村に報告します。

地域一括発注は，市町村支援を主たる目的としていますが，道路管理者としての主体は市町村にあります。

道路管理者の判断や意見が必要なときは，コンサルタントとともに協議に伺います。

Ｑ5-2 跨道橋，跨線橋等の場合に，橋梁下の管理者との協議は誰がするのですか？

Ａ 市町村が当センターに依頼することができる業務は，点検等業務の「発注の代行及び技術的支援」です（協定書第2条）。

「発注の代行及び技術的支援」の具体的な内容は，細則第3条及び第4条に明記されています。

そのほか，市町村から特に依頼のあった事務については，地域一括発注とは別の契約で，協議により受託することも可能です（同条第4項）。

しかし，当センターは，道路管理者の道路法上の権限を代行することはできません。

道路管理者が他の管理者（他の道路管理者，鉄道事業者等）と協議すべき事項については，道路管理者が地域一括発注の依頼前に，協議を済ませて下さるようお願いします。

Ｑ5-3 近接目視の方法として，橋梁点検作業車が必要かどうかの判断はどうなっていますか？

Ａ 近接目視の方法は，「橋梁点検・点検方法選定フロー（案）」（（財）海洋架橋・橋梁調査会）によることを基本とし，現場状況に応じて選定することとなります。（一般的には，桁下高が5m以上で高所作業車も対応できない状況であれば，橋梁点検作業車が必要となります。）

Ｑ5-4　　変更の時の書類は何が必要ですか？

Ａ 協定書第５条に定める協議は「変更指示書」により行うこととします。当センターとコンサルタントの変更契約後に「調査委託事項通知書」をセンターから提出いたします。

# ６　成果品について

Ｑ6-1 点検・診断の成果品の内容はどうなっていますか？

Ａ 「道路橋定期点検要領」は，付図(部材番号図)，点検表記録様式(その1)及び(その2)を必須の成果と指定しています。

これは，その橋梁及び部材の最弱点(アキレス腱)を示すだけですので，実務上の情報としては不足しています。

そのため，当センターは独自の点検簿を定め，コンサルタントに作成を指示しています(特記仕様書第9条の別表)。

これは点検表記録様式に載らなかったワースト２位以下の箇所を含む記録で，最弱点を抽出した根拠を示すバックデータであるとともに，５年後の比較に活用できる資料となります。

Ｑ6-2 点検・診断の成果品の検査はどうするのですか？

Ａ 当センターがコンサルタントに発注するときの特記仕様書は次のようになっています。

### 第１４条（管理者確認）

本業務の履行期限は、平成○年○月○日とする。ただし、受注者は、点検・診断結果の資料を原則として３週間前までに、発注者に提出しなければならない。

２　施設管理者は、履行期限前に点検・診断結果の内容について確認（以下「管理者確認」という。）を行う。

３　担当技術者は、管理者確認に立ち会わなければならない。

４　受注者は、管理者確認又は施設管理者の完了検査において不合格となり、又は補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該措置を行わなければならない。

### 具体には次の手順になります

1　コンサルタントは，点検・診断結果の資料を履行期限前に，当センターに提出します。

2　当センターは点検・診断結果の資料のチェック及び判定会議を行います。

3　上記２完了後，市町村に，点検・診断結果の内容について管理者確認を行って頂きます。（コンサルタントも同席します）

4　管理者確認において指摘事項等があれば修正を行い，当センターの完了検査を行った後，市町村へ成果品を納品することとなります。

Ｑ6-3 点検・診断の成果品の保管はどうなりますか？

Ａ 当センターの「橋梁点検支援システム」に加入しているかどうかで，以下の違いがあります。

### 加入している市町村の場合

地域一括発注を受注したコンサルタントは，点検・診断の結果をこのシステムに直接，入力します。従って，市町村の手間を一切要せず，データの蓄積が完了します。

### 加入していない市町村の場合

当センターは，点検・診断の成果品を，紙及びCDで市町村に納品します。

# ７　補助金等について

Ｑ7-1 点検・診断の地域一括発注の委託料は，社会資本整備交付金事業で対応可能ですか？事務経費も含めてよいですか。

Ａ 【県道路維持課の回答】

通常の定期点検業務と同様に，地域一括発注で行う点検業務も防災・安全交付金の基幹事業として実施することができます。

事務経費については，業務委託上の必要な指導・監督経費であるという性質上，交付金の対象として計上することは可能であると考えますが，従来の消耗品の購入等に充てる補助事業の事務費と混同しないためにも，交付金の申請上は委託費に含めて申請すべきと考えます。

# ８　事務経費について

Ｑ8-1 技術センターは事務経費を何に使うのですか？

Ａ 当センターは平成26年度から，地域一括発注及び橋梁補修に関する市町村支援事業のために，専従職員2名を確保して対応しています。2名の人件費及び打合せのための旅費等の財源が必要ですので，ご理解のほど，よろしくお願いします。

Ｑ8-2 変更契約があった場合の事務経費はどうなりますか？

変更契約額が増額または減額になった場合でも当初のままなのでしょうか？

Ａ 事務経費は設計額を基準としています。コンサルタントとの契約額ではありません。

コンサルタント間の価格競争が激化して低価格入札（叩き合い）になった場合でも，通常の価格帯による契約であっても，業務の監督に要する人件費，旅費等は同じですので，価格競争の影響のない設計額を基準としています。

なお，変更契約があった場合の事務経費は，変更設計額が基準になります。増額に

なっても，減額になっても変更します。

Ｑ8-3 事務経費の率の根拠はどこにありますか？

Ａ 「道路局所管補助金等交付申請について」（平成１３年道路局長通知）の別表を参考に決定しています。地域一括発注では，市町村を超えた地域振興局単位の活動エリアを想定しており，また，県内全域を俯瞰的に見て，発注の規模や時期等の調整を行うものであるため，県の率７％としています。